

第147号議案 長崎市個人情報の保護に関する法律施行条例

【目次】

- 1 条例制定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 ページ
- 2 長崎市個人情報の保護に関する法律施行条例の概要・・・・・・・・5 ページ
- 3 法施行条例と現行条例の比較表・・・・・・・・・・10 ページ
- 4 新旧対照表（法施行条例の施行に伴う一部改正条例）・・・・・・18 ページ

[参考]

- 個人情報の保護に関する法律（抜粋）・・・・・・・・・・29 ページ

総 務 部

令和4年11月



# 1 条例制定の背景

## (1) 個人情報の保護に関する法律の改正について

### ① 法律改正の目的

社会全体のデジタル化の進展に対応した個人情報の保護及びデータ流通の両立並びに個人情報保護制度の国際的な調和を図る。

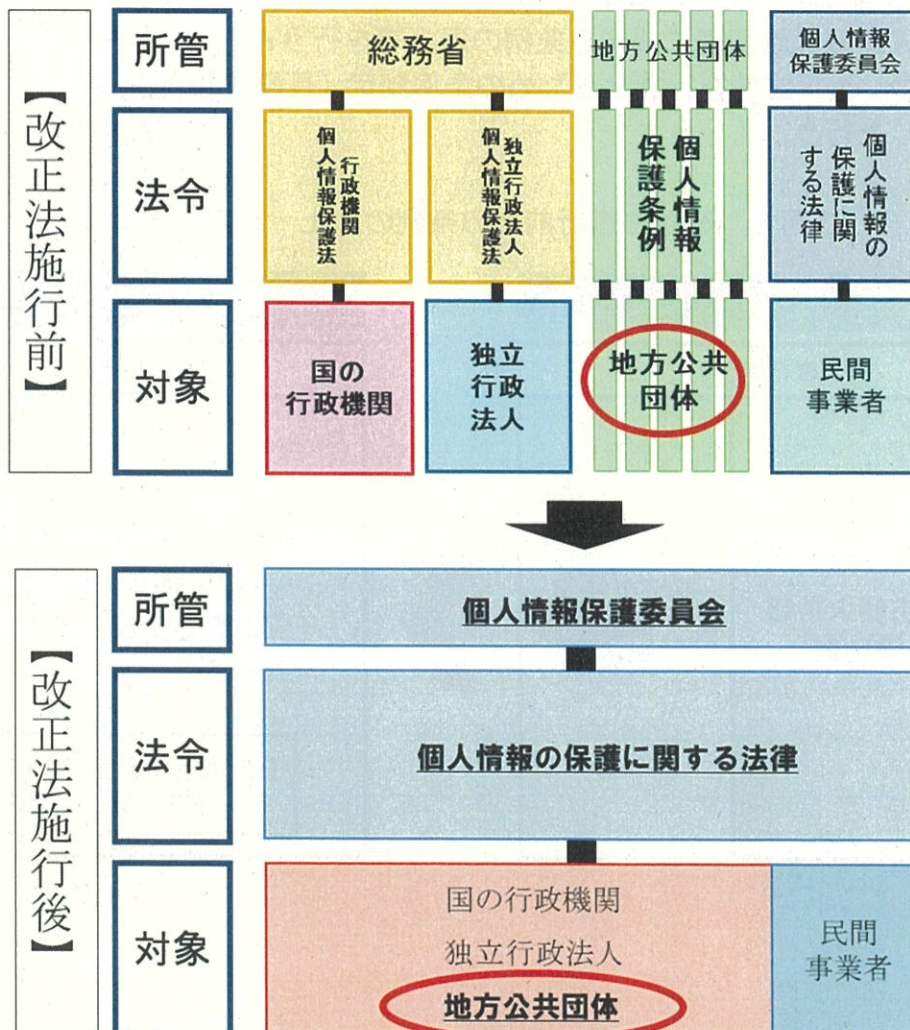
### ② 法律改正の概要

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正され、個人情報の取扱いが全国的に共通化されることとなり、制度全体の所管も国の個人情報保護委員会※に一元化された。

### ③ 改正法の施行日

令和5年4月1日

【図1 個人情報保護制度見直しの全体像】





※ 個人情報保護委員会について

① 組織の役割

改正法に基づく監督機関であり、権限行使の観点から高い独立性と政治的中立性を有する国の独立行政委員会として、改正法全体を所管するとともに、官民・事業分野を横断して統一的な法の執行を担う。

② 地方公共団体との関係

- ・ 地方公共団体に対する監視・監督（改正法第146条他）

個人情報保護委員会は、地方公共団体に対して、資料の提出・説明の求め、実地調査、指導・助言及び勧告を行うことができる。

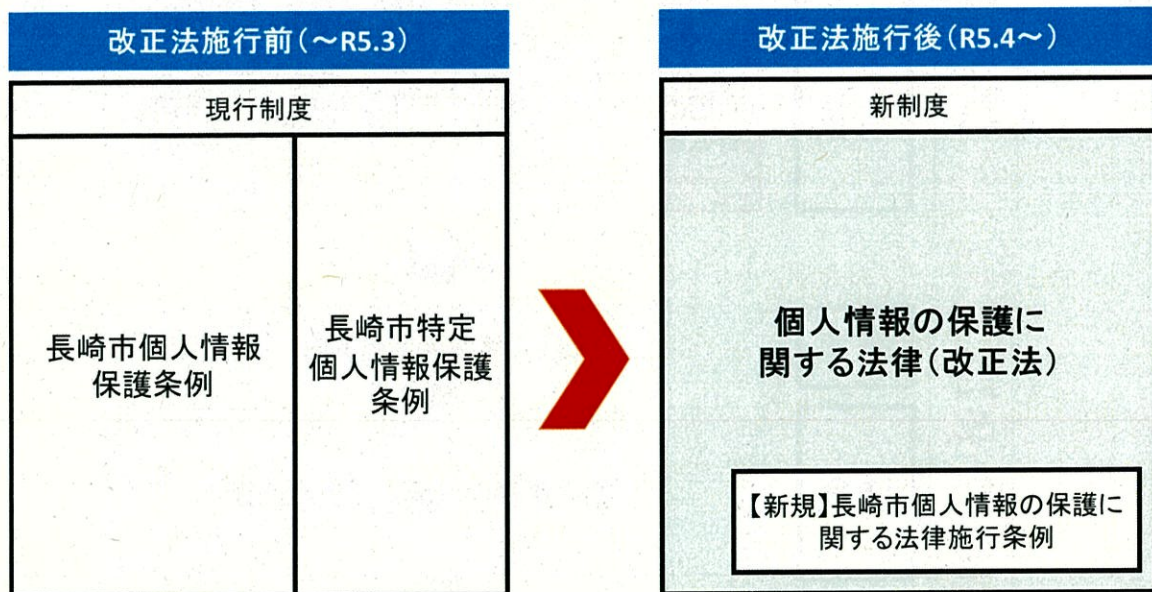
- ・ 地方公共団体による必要な情報提供等の求め（改正法第166条）

地方公共団体は、個人情報保護委員会に対して必要な情報の提供及び技術的な助言を求めることができる。

(2) 長崎市における改正法への対応について

令和5年4月から改正法による個人情報に関する全国共通ルールが適用されるため、現行の個人情報保護制度に関する条例の廃止等を行うとともに、国の施策との整合性に配慮しつつ、改正法を施行させるための条例制定（長崎市個人情報の保護に関する法律施行条例）を行う。

【図2 改正法施行前後の条例の廃止・制定イメージ】



## 2 長崎市個人情報の保護に関する法律施行条例の概要

### (1) 条例の名称

長崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「法施行条例」という。）

### (2) 実施機関（第2条）

法施行条例の対象とする実施機関は、これまでの長崎市個人情報保護条例（以下「現行条例」という。）における実施機関から、「議会」を除き、「財産区」を加えたものとする。

現行条例の実施機関	⇒	法施行条例の実施機関
市長、上下水道事業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、 <u>議会（※1）</u> 、地方独立行政法人長崎市立病院機構		市長、上下水道事業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、 <u>財産区（※2）</u> 、地方独立行政法人長崎市立病院機構

#### ※1 議会について

議会は、国会や裁判所と同様に、改正法における個人情報保護制度の適用対象外とされていることから、法施行条例の実施機関から除外する。

#### ※2 財産区について

財産区は、特別地方公共団体として、改正法における個人情報保護制度の適用対象となっており、法施行条例の実施機関に追加する。

また、個人情報保護制度と一体的に運用している情報公開制度についても同様に実施機関に追加する。

なお、財産区に係る事務は、財産活用課を対応窓口として行う。

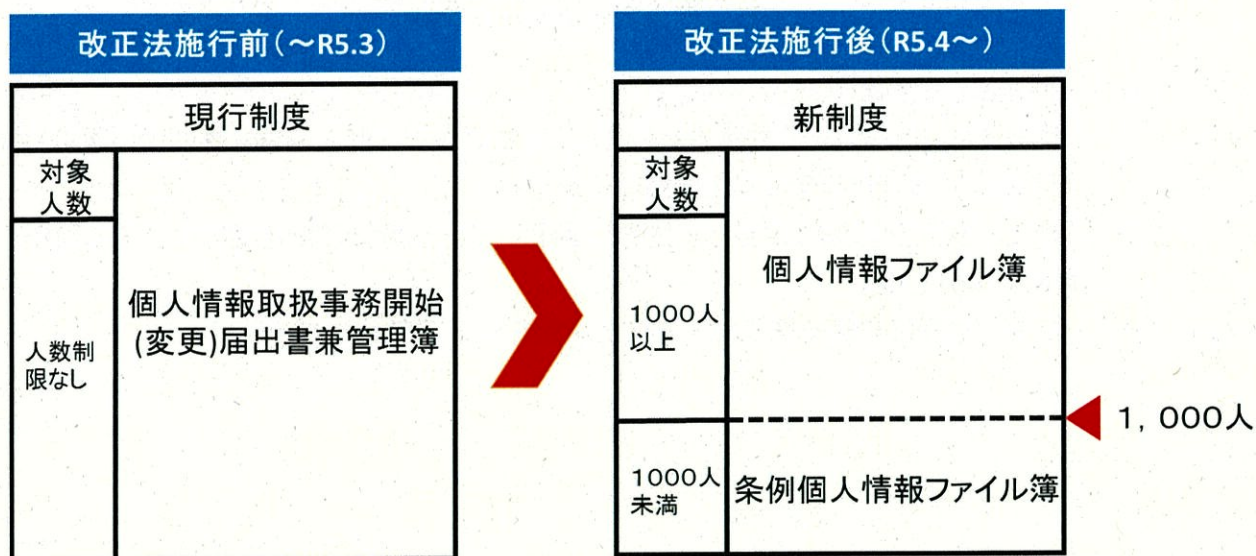


(3) 条例個人情報ファイル簿の作成及び公表（第3条）

実施機関は、「条例個人情報ファイル簿」として、保有している個人情報ファイル（個人情報をデータベース化したもの）に関する名称、利用目的、記録項目等を記載した帳簿を作成し、公表する。

項目	現行条例	⇒	法施行条例
名称	個人情報取扱事務開始(変更)届出書兼管理簿		条例個人情報ファイル簿
目的	個人情報の利用目的の明確化及び適切な管理		同左
項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報取扱事務の名称</li> <li>・組織の名称</li> <li>・個人情報取扱事務の目的</li> <li>・記録項目及び対象者の範囲 等</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報ファイルの名称</li> <li>・組織の名称</li> <li>・個人情報ファイルの利用目的</li> <li>・記録項目及び記録範囲 等</li> </ul>
対象とする個人の数	人数制限なし（全てが対象）		1,000人未満を対象

【図3 個人情報ファイル簿の作成に関するイメージ】



※ 改正法では、個人の数が1,000人以上のものを対象として、個人情報ファイル簿の作成及び公表が義務付けられている（改正法第75条）。

(4) 開示決定等の期限（第4条・第5条）

個人情報の開示請求に係る決定までの期限は、現行制度と同様に、通常の期限を「開示請求日の翌日から起算して14日以内まで」とし、延長後の期限を「通常の期限の翌日から起算して30日以内まで」とする。

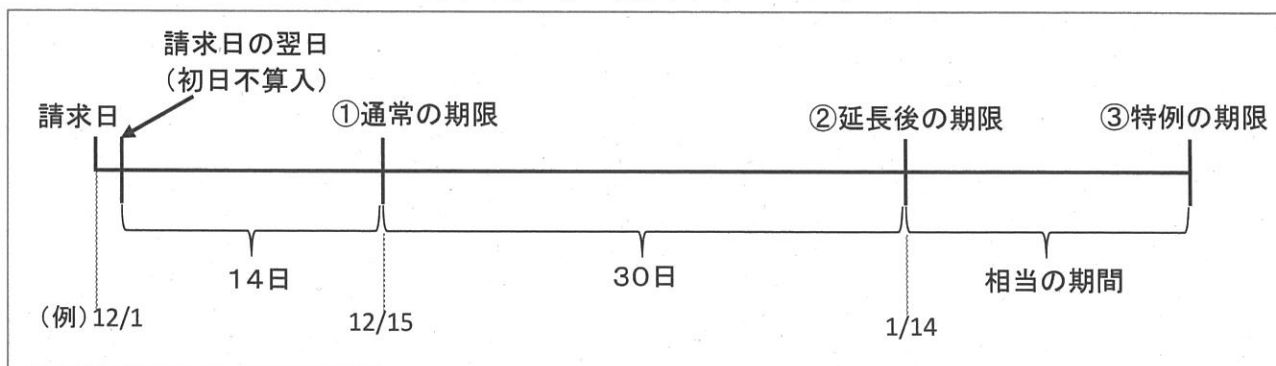
また、改正法の定めに基づいて、新たに特例の期限（相当の期間内）を設ける。

現行条例		⇒	法施行条例	
① 通常の期限	14日以内		① 通常の期限	14日以内
② 延長後の期限	30日以内	② 延長後の期限	30日以内	
		③ 特例の期限	相当の期間	

※ 延長後の期限は、事務処理上の困難や正当な理由がある場合に適用できる。

※ 特例の期限は、開示請求に係る個人情報著しく大量で、事務の遂行に著しい支障が生じる場合に適用できる。この場合においては、延長後の期限内に処理可能な分の決定を行った上で、残りの分を相当の期間内に決定する必要がある。

【図4 開示決定等の期限のイメージ】



※ 改正法では、①通常の期限を「開示請求日の翌日から起算して30日以内まで」、②延長後の期限を「通常の期限の翌日から起算して30日以内まで」、③特例の期限を「相当の期間内」と定められている（改正法第83条・第84条）。

(5) 開示請求に係る費用（第6条）【現行制度と同様】

個人情報の開示に要する費用については、現行制度と同様に、手数料は無料とし、写しの交付に要する実費相当額を徴収する。

【参考】写しの交付に要する実費相当額の例

区分		金額	
複写機及び電磁的記録を用紙に出力したものによるもの	A3版以下	モノクロ	1枚(片面) 10円
		カラー	1枚(片面) 50円
	A3版超	—	1枚(片面) 60円

(6) 長崎市個人情報保護審議会（第7条から第12条まで）

個人情報の適正な取扱いの確保を図るため、長崎市個人情報保護審議会を設置し、実施機関の諮問に応じて調査審議する。

項目	現行条例	法施行条例
委員	計12名 ・学識経験を有する者（5名） ・市民団体の代表者（5名） ・市民（2名）	計3名 ・学識経験のある者（3名）
任期	3年	3年
審議事項	① 本人以外からの個人情報の収集の是非 ② 思想、信条等の個人情報の収集の是非 ③ 目的以外の目的のための個人情報の内部利用や外部提供の是非 ④ 個人情報の電子計算機による処理の是非と外部の電子計算機との直結による個人情報の処理の是非 ⑤ 上記以外の個人情報の保護に関する重要事項 ⑥ 特定個人情報ファイルの取扱いについての意見	⇒ ① 改正法第66条第1項の安全管理措置の基準の改正又は廃止に関すること。 ② 個人情報の取扱いに関する運用上の細則（市長が定めるものに限る。）の改正又は廃止に関すること。 ③ 特定個人情報ファイルの取扱いについての意見を述べること。

[参考] 個人情報保護委員会

- ・改正法の規律の解釈を一元的に担う。
- ・地方公共団体から必要な情報の提供や技術的な助言を求めることができる。
- ・ガイドライン等による統一的な運用を行う。

※ 審議会の審議事項について

改正法施行後は、個人情報保護委員会が改正法の一元的な解釈権限を有することから、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合に限って、審議会に諮問することができる（改正法第129条）。

(7) 運用状況の公表（第13条）【現行制度と同様】

個人情報保護制度の運用状況の公表に関しては、現行制度と同様に、市民への積極的な情報の提供に努めるため、年度ごとに実施機関における開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る運用状況を取りまとめ、公表する。



(8) 施行日

令和5年4月1日（改正法の施行日と同日）

(9) 関係条例の整備

附則において、関係条例を整備する。

ア 条例の廃止

- ① 長崎市個人情報保護条例
- ② 長崎市特定個人情報保護条例

イ 条例の一部改正

- ① 長崎市情報公開条例  
実施機関への財産区の追加、法施行条例の制定等に伴う関係条文の整備
- ② 長崎市個人情報保護・情報公開審査会条例  
法施行条例の制定等に伴う関係条文の整備
- ③ 長崎市債権管理条例  
法施行条例の制定等に伴う関係条文の整備

【参考】主な経過と予定スケジュール

- |      |    |                                                      |
|------|----|------------------------------------------------------|
| 令和3年 | 5月 | (国) デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の成立                  |
| 令和4年 | 7月 | (市) 長崎市個人情報保護審議会への諮問<br>[諮問] 改正法施行に係る市の個人情報保護制度の重要事項 |
| 令和4年 | 8月 | (市) 長崎市個人情報保護審議会からの答申                                |
| 令和4年 | 9月 | (市) 現行条例の廃止に係る長崎地方検察庁との協議                            |
| 令和5年 | 1月 | (市) 市民への周知、実施機関等への研修                                 |
| 令和5年 | 4月 | (国・市) 改正法及び法施行条例の施行                                  |

### 3 法施行条例と現行条例の比較表

法施行条例	現行条例
<p style="text-align: center;">○長崎市個人情報の保護に関する法律施行条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法の定めるところによる。</p> <p>2 この条例において「実施機関」とは、市長、上下水道事業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、財産区及び地方独立行政法人長崎市立病院機構をいう。</p> <p>(条例個人情報ファイル簿の作成及び公表)</p> <p>第3条 実施機関は、実施機関が別に定めるところにより、当該実施機関が保有している個人情報ファイル（法第75条第1項の規定により個人情報ファイル簿を作成し、公表するものを除く。以下この条において同じ。）について、次に掲げる事項を記載した帳簿（第3項において「条例個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなけれ</p>	<p style="text-align: center;">○長崎市個人情報保護条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政の推進に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 実施機関 市長、上下水道事業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会及び地方独立行政法人長崎市立病院機構をいう。</p> <p>(3)～(4) 【略】</p> <p>第3条～第4条 【略】</p> <p>(個人情報取扱事務の届出)</p> <p>第5条 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。</p>

法施行条例	現行条例
<p>ばならない。</p> <p>(1) 個人情報ファイルの名称</p> <p>(2) 当該実施機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</p> <p>(3) 個人情報ファイルの利用目的</p> <p>(4) 記録項目及び記録範囲</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。</p> <p>(1) 次のアからキまでに掲げる個人情報ファイル</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく犯則事件の調査のために作成し、又は取得する個人情報ファイル</p> <p>イ 当該実施機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（当該実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）</p> <p>ウ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル</p> <p>エ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル</p> <p>オ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録</p>	<p>(1) 個人情報取扱事務の名称及び目的</p> <p>(2) 個人情報の対象者の範囲</p> <p>(3) 個人情報の記録項目</p> <p>(4) 個人情報の収集先</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める事項</p> <p>2～3 【略】</p> <p>4 前3項の規定は、次に掲げる事務については、適用しない。</p> <p>(1) 臨時に収集された情報を取り扱う事務</p> <p>(2) 出版、報道等により公にされている情報を取り扱う事務</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が第1項の規定による届出の必要がないと認めた事務</p>

法施行条例	現行条例
<p>情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの</p> <p>カ 当該実施機関の職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの</p> <p>キ イからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして実施機関が別に定める個人情報ファイル</p> <p>(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの</p> <p>(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして実施機関が別に定める個人情報ファイル</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部を条例個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを条例個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部を記載せず、又はその個人情報ファイルを条例個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。</p>	<p>第6条～第15条 【略】</p>



法施行条例	現行条例
<p>(開示決定等の期限)</p> <p>第4条 開示決定等は、開示請求があつた日から14日以内になしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>	<p>(開示の諾否決定の期限)</p> <p>第16条 開示の諾否決定は、開示請求があつた日から起算して15日以内にななければならない。ただし、第11条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>
<p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p>第5条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があつた日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行えば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) この条の規定を適用する旨及びその理由</p> <p>(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限</p>	<p>第17条～第19条 【略】</p>

法施行条例	現行条例
<p>(開示請求に係る手数料等)</p> <p>第6条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。</p> <p>2 法第87条第1項の規定による写しの交付(電磁的記録にあつては、これに準ずる方法として実施機関が別に定める方法を含む。)を受ける者は、当該写しの交付に要する費用のうち、実施機関が別に定めるものを負担しなければならない。</p>	<p>(費用の負担)</p> <p>第20条 第18条第1項の規定により写しの交付(電磁的記録にあつてはこれに準ずる方法として実施機関が定める方法を含む。)を受けるとは、当該写しの交付に要する費用のうち、実施機関が定めるものを負担しなければならない。</p> <p>第21条～第37条 【略】</p>
<p>(個人情報保護審議会の設置)</p> <p>第7条 個人情報の適正な取扱いの確保を図るため、長崎市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>(審議会の所掌事務)</p>	<p>(個人情報保護審議会の設置)</p> <p>第38条 個人情報の適正な取扱いの確保を図るため、長崎市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>(審議会の所掌事務)</p>
<p>第8条 審議会は、別に定めるもののほか、実施機関の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。</p> <p>(1) 法第66条第1項の規定により講ずる措置の基準の改正(軽微なものを除く。)又は廃止をすること。</p> <p>(2) 個人情報の取扱いに関する運用上の細則(市長が別に定めるものに限る。)の改正(軽微なものを除く。)又は廃止をすること。</p>	<p>第39条 審議会は、実施機関の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。</p> <p>(1) 第4条第2項第7号及び同条第3項第2号の規定による個人情報の収集に関すること。</p> <p>(2) 第6条第1項第6号の規定による個人情報の利用又は提供に関すること。</p> <p>(3) 第7条第1項ただし書及び同条第2項第2号の規定による個人情報の処理に関すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、個人情報の保護に関する重要事項に関すること。</p>
<p>2 前項に定めるもののほか、審議会は、実施機関</p>	<p>2 前項に定めるもののほか、審議会は、長崎市</p>

法施行条例	現行条例
<p>からの意見の求めに応じ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第28条第1項に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイル(同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)の取扱いについて意見を述べる。</p> <p>(審議会の組織及び委員)</p> <p>第9条 審議会は、委員3人をもって組織する。</p> <p>2 委員は、学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>3 委員の任期は、3年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 前項本文の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、3</p>	<p>特定個人情報保護条例(平成27年長崎市条例第25号)第4条に規定する特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べる。</p> <p>(審議会の組織及び委員)</p> <p>第40条 審議会は、委員12人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のいずれかのうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) 市民団体の代表者</p> <p>(3) 市民</p> <p>3 市長は、前項第3号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。</p> <p>4 委員の任期は、3年とし、再任されることを妨げない。</p> <p>5 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>6 第2項第2号に掲げる者のうちから委嘱された委員が、同号の規定に該当する者でなくなつたときは、前2項に定める任期中であつても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。</p> <p>7 第4項の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、3</p>

法施行条例	現行条例
<p>年を超えない期間とすることができる。</p> <p>5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>(審議会の会長)</p> <p>第10条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。</p> <p>3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。</p> <p>(審議会の会議)</p> <p>第11条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。</p> <p>(審議会の庶務)</p> <p>第12条 審議会の庶務は、総務部において処理する。</p> <p>(運用状況の公表)</p> <p>第13条 市長は、毎年度、法及びこの条例の規定に基づく各実施機関における開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第14条 この条例の施行について必要な事項は、実施機関が定める。</p>	<p>年を超えない期間とすることができる。</p> <p>8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>(審議会の会長)</p> <p>第41条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。</p> <p>3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。</p> <p>(審議会の会議)</p> <p>第42条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(審議会の庶務)</p> <p>第43条 審議会の庶務は、総務部において処理する。</p> <p>(運用状況の公表)</p> <p>第44条 市長は、毎年度、この条例の規定に基づく各実施機関における開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。</p> <p>第45条 【略】</p> <p>(委任)</p> <p>第46条 この条例の施行について必要な事項は、実施機関が定める。</p>



法施行条例	現行条例
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。 【以下略】</p>	<p>第47条～第48条 【略】</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。【以下略】</p>

4 新旧対照表（法施行条例の制定に伴う一部改正条例）

長崎市情報公開条例（平成13年長崎市条例第28号）の一部改正 【附則第16項】

新	旧
<p>○長崎市情報公開条例</p> <p>第1条 【略】</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、上下水道事業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会、<u>財産区</u>及び地方独立行政法人長崎市立病院機構をいう。</p> <p>(2) 【略】</p> <p>第3条～第6条 【略】</p> <p>（行政文書の公開義務）</p> <p>第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない。</p> <p><u>削除</u></p> <p>(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個</p>	<p>○長崎市情報公開条例</p> <p>第1条 【略】</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、上下水道事業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会及び地方独立行政法人長崎市立病院機構をいう。</p> <p>(2) 【略】</p> <p>第3条～第6条 【略】</p> <p>（行政文書の公開義務）</p> <p>第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない。</p> <p>(1) <u>法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、公開することができないとされている情報</u></p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の</p>

新	旧
<p>人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア <u>法令又は条例</u> (以下「<u>法令等</u>」という。)の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>イ 【略】</p> <p>ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人長崎市立病院機構の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、<u>当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容</u>に係る部分</p> <p><u>(2)</u> 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「<u>法人等</u>」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p> <p>イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと</p>	<p>個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア <u>法令等</u>の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>イ 【略】</p> <p>ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人長崎市立病院機構の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、<u>当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容</u>に係る部分</p> <p><u>(3)</u> 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「<u>法人等</u>」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p> <p>イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと</p>

新	旧
<p>の条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p> <p><u>(3)</u> 公にすることにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報</p> <p><u>(4)</u> 実施機関、国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p> <p><u>(5)</u> 実施機関、国又は他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア 監査、検査、取締り、<u>試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務</u>に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>イ～オ 【略】</p> <p>(行政文書の部分公開)</p>	<p>の条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p> <p><u>(4)</u> 公にすることにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報</p> <p><u>(5)</u> 実施機関、国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p> <p><u>(6)</u> 実施機関、国又は他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア 監査、検査、取締り又は<u>試験に係る事務</u>に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>イ～オ 【略】</p> <p>(行政文書の部分公開)</p>



新	旧
<p>第8条 実施機関は、公開請求に係る行政文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>2 公開請求に係る行政文書に<u>前条第1号</u>の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>（公益上の理由による裁量的公開）</p> <p>第9条 実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報が記録されている場合であつても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該行政文書を公開することができる。</p> <p>第10条～第11条 【略】</p> <p>（公開決定等の期限）</p> <p>第12条 公開決定等は、公開請求があつた日から<u>14日</u>以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p>	<p>第8条 実施機関は、公開請求に係る行政文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>2 公開請求に係る行政文書に<u>前条第2号</u>の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>（公益上の理由による裁量的公開）</p> <p>第9条 実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報（<u>第7条第1号に該当する情報を除く。</u>）が記録されている場合であつても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該行政文書を公開することができる。</p> <p>第10条～第11条 【略】</p> <p>（公開決定等の期限）</p> <p>第12条 公開決定等は、公開請求があつた日から<u>起算して15日</u>以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p>

新	旧
<p>2 【略】</p> <p>(公開決定等の期限の特例)</p> <p>第13条 公開請求に係る行政文書が著しく大量であるため、公開請求があつた日から<u>44日</u>以内にその全てについて公開決定等をする事により事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(2) 【略】</p> <p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第14条 公開請求に係る行政文書に実施機関、国、他の地方公共団体及び公開請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たつて、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る行政文書の表示その他市長が別に定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る行政文書の表示その他市長が別に定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p>	<p>2 【略】</p> <p>(公開決定等の期限の特例)</p> <p>第13条 公開請求に係る行政文書が著しく大量であるため、公開請求があつた日から<u>起算して45日</u>以内にその全てについて公開決定等をする事により事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(2) 【略】</p> <p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第14条 公開請求に係る行政文書に実施機関、国、他の地方公共団体及び公開請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たつて、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る行政文書の表示その他市長が別に定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る行政文書の表示その他市長が別に定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p>

新	旧
<p>(1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を公開しようとする場合であつて、当該情報が<u>第7条第1号イ又は同条第2号ただし書</u>に規定する情報に該当すると認められるとき。</p>	<p>(1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を公開しようとする場合であつて、当該情報が<u>第7条第2号イ又は同条第3号ただし書</u>に規定する情報に該当すると認められるとき。</p>
<p>(2) 【略】</p>	<p>(2) 【略】</p>
<p>3 【略】</p>	<p>3 【略】</p>
<p>第15条～16条 【略】</p>	<p>第15条～16条 【略】</p>
<p>(費用の負担)</p>	<p>(費用の負担)</p>
<p>第17条 第15条の規定により写しの交付（<u>電磁的記録にあつては、これに準ずる方法として</u>市長が別に定める方法を含む。）を受けけるものは、当該写しの交付に要する費用のうち、市長が別に定めるものを負担しなければならない。</p>	<p>第17条 第15条の規定により写しの交付（<u>電磁的記録にあつてはこれに準ずる方法として</u>市長が別に定める方法を含む。）を受けけるものは、当該写しの交付に要する費用のうち、市長が別に定めるものを負担しなければならない。</p>
<p>第17条の2～附則 【略】</p>	<p>第17条の2～附則 【略】</p>

新	旧
<p>○長崎市個人情報保護・情報公開審査会条例</p> <p>例</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>個人情報</u>の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)、<u>長崎市個人情報の保護に関する法律施行条例</u>(令和4年長崎市条例第 号。以下「個人情報保護法施行条例」という。)及び<u>長崎市情報公開条例</u>(平成13年長崎市条例第28号。以下「情報公開条例」という。)の適正な運用を図るため、長崎市個人情報保護・情報公開審査会(以下「審査会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審査会は、別に定めるもののほか、<u>法第105条第3項</u>において準用する<u>同条第1項</u>又は<u>情報公開条例第18条第1項</u>の規定による実施機関(<u>個人情報保護法施行条例第2条第2項</u>及び<u>情報公開条例第2条第1号</u>に規定する実施機関をいう。以下同じ。)の諮問に応じ、審査請求について調査審議する。</p> <p><u>(1)～(3) 削除</u></p> <p>第3条～第5条 【略】</p> <p>(審査会の調査権限)</p> <p>第6条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、<u>保有個人情報(法第61条第1項に規定する保有個人情報)</u>をいう。以下同</p>	<p>○長崎市個人情報保護・情報公開審査会条例</p> <p>例</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>長崎市個人情報保護条例</u>(平成13年長崎市条例第27号。以下「個人情報保護条例」という。)、<u>長崎市情報公開条例</u>(平成13年長崎市条例第28号。以下「情報公開条例」という。)及び<u>長崎市特定個人情報保護条例</u>(平成27年長崎市条例第25号。以下「特定個人情報保護条例」という。)の適正な運用を図るため、長崎市個人情報保護・情報公開審査会(以下「審査会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審査会は、次に掲げる条例の規定による実施機関(<u>個人情報保護条例第2条第2号</u>、<u>情報公開条例第2条第1号</u>及び<u>特定個人情報保護条例第2条第2号</u>に規定する実施機関をいう。以下同じ。)の諮問に応じ、審査請求について調査審議する。</p> <p><u>(1) 個人情報保護条例第31条第1項</u></p> <p><u>(2) 情報公開条例第18条第1項</u></p> <p><u>(3) 特定個人情報保護条例第33条第1項</u></p> <p>第3条～第5条 【略】</p> <p>(審査会の調査権限)</p> <p>第6条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、<u>次に掲げる決定に係る行政文書</u>の提示を求めることができる。この場合にお</p>

新	旧
<p><u>じ。)</u> 又は<u>情報公開条例第11条第1項若しくは第2項の決定に係る行政文書(情報公開条例第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。)</u>の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された<u>保有個人情報又は行政文書の開示</u>を求めることができない。</p> <p><u>(1)～(4) 削除</u></p> <p>2 【略】</p> <p>3 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、第1項の<u>保有個人情報又は行政文書</u>に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 【略】</p> <p><u>(委員による調査手続)</u></p> <p><u>第7条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された保有個人情報又は行政文書を閲覧</u></p>	<p>いては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。</p> <p><u>(1) 個人情報保護条例第15条第1項若しくは第2項又は特定個人情報保護条例第17条第1項若しくは第2項の決定</u></p> <p><u>(2) 個人情報保護条例第24条第1項若しくは第2項又は特定個人情報保護条例第25条第1項若しくは第2項の決定</u></p> <p><u>(3) 個人情報保護条例第29条第1項若しくは第2項又は特定個人情報保護条例第31条第1項若しくは第2項の決定</u></p> <p><u>(4) 情報公開条例第11条第1項又は第2項の決定</u></p> <p>2 【略】</p> <p>3 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、第1項の行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 【略】</p> <p><u>追加</u></p>

新	旧
<p><u>させることができる。</u></p>	
<p>(意見の陳述)</p>	<p>(意見の陳述)</p>
<p>第<u>8</u>条 審査会は、審査請求人等から申立てがあつたときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p>	<p>第<u>7</u>条 審査会は、審査請求人等から申立てがあつたときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p>
<p>2 【略】</p>	<p>2 【略】</p>
<p>(意見書等の提出)</p>	<p>(意見書等の提出)</p>
<p>第<u>9</u>条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p>	<p>第<u>8</u>条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p>
<p>(提出資料の閲覧等)</p>	<p>(提出資料の閲覧等)</p>
<p>第<u>10</u>条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付(電磁的記録に<u>あつては</u>、これに準ずる方法として市長が別に定める方法を含む。第3項において同じ。)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。</p>	<p>第<u>9</u>条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付(電磁的記録に<u>あつては</u>これに準ずる方法として市長が別に定める方法を含む。第3項において同じ。)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。</p>
<p>2～3 【略】</p>	<p>2～3 【略】</p>
<p>(調査審議手続の非公開)</p>	<p>(調査審議手続の非公開)</p>
<p>第<u>11</u>条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。</p>	<p>第<u>10</u>条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。</p>
<p>(答申書の送付等)</p>	<p>(答申書の送付等)</p>
<p>第<u>12</u>条 審査会は、諮問に対する答申をしたと</p>	<p>第<u>11</u>条 審査会は、諮問に対する答申をしたと</p>

新	旧
<p>きは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第13条 審査会の庶務は、総務部において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。ただし、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮つて定める。</p> <p>(罰則)</p> <p>第15条 第3条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>きは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第12条 審査会の庶務は、総務部において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。ただし、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮つて定める。</p> <p>(罰則)</p> <p>第14条 第3条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>



長崎市債権管理条例（令和3年長崎市条例第43号）の一部改正 【附則第18項】

新	旧
<p>○長崎市債権管理条例</p> <p>第1条～第7条 【略】</p> <p>（債務者情報の利用）</p> <p>第8条 市長等は、履行期限までに履行されない市の債権がある場合において、市の債権の管理に関する事務を適正かつ効率的に遂行するため必要があると認めるときは、当該事務の遂行に必要な限度で、法令又は他の条例の規定に従い、当該市の債権の債務者に関する情報（市長等が別に定めるものに限る。）を同一の実施機関（<u>長崎市個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年長崎市条例第 号）第2条第2項</u>に規定する実施機関（地方独立行政法人長崎市立病院機構を除く。）<u>及び議会</u>をいう。以下同じ。）内において利用し、他の実施機関に提供し、又は他の実施機関から収集することができる。</p> <p>2項～3項 【略】</p> <p>第9条～附則 【略】</p>	<p>○長崎市債権管理条例</p> <p>第1条～第7条 【略】</p> <p>（債務者情報の利用）</p> <p>第8条 市長等は、履行期限までに履行されない市の債権がある場合において、市の債権の管理に関する事務を適正かつ効率的に遂行するため必要があると認めるときは、当該事務の遂行に必要な限度で、法令又は他の条例の規定に従い、当該市の債権の債務者に関する情報（市長等が別に定めるものに限る。）を同一の実施機関（<u>長崎市個人情報保護条例（平成13年長崎市条例第27号）第2条第2号</u>に規定する実施機関（地方独立行政法人長崎市立病院機構を除く。）をいう。以下同じ。）内において利用し、他の実施機関に提供し、又は他の実施機関から収集することができる。</p> <p>2項～3項 【略】</p> <p>第9条～附則 【略】</p>

## 【参考】

### 個人情報保護に関する法律（抜粋）

#### （目的）

第一条 この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

#### （要配慮個人情報）

政令第二条 法第二条第三項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

一 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。

二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）に

より行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

五 本人を少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

4 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。

一 行政機関

二 地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第三章及び第六十九条第二項第三号を除き、以下同じ。）

三 独立行政法人等（別表第二に掲げる法人を除く。第十六条第二項第三号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第四項から第六項まで、第一百十九条第五項から第七項まで並びに第二百五条第二項において同じ。）

四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二十一条第一号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第二号若しくは第三号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするものを除く。第十六条第二項第四号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第七項から第九項まで、第一百十九条第八項から第十項まで並びに第二百五条第二項において同じ。）

（基本理念）

第三条 個人情報、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、この法律の趣旨にのっとり、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等に

よる個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、個人情報の性質及び利用方法に鑑み、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるとともに、国際機関その他の国際的な枠組みへの協力を通じて、各国政府と共同して国際的に整合のとれた個人情報に係る制度を構築するために必要な措置を講ずるものとする。

第七条 政府は、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向

二 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項

三 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

四 独立行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

五 地方独立行政法人が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

六 第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者、同条第五項に規定する仮名加工情報取扱事業者及び同条第六項に規定する匿名加工情報取扱事業者並びに第五十一条第一項に規定する認定個人情報保護団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

七 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項

八 その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、個人情報保護委員会が作成した基本方針の案について閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(地方公共団体等への支援)

第九条 国は、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策及び国民又は事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、情報の提供、地方公共団体又は事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定その他の必要な措置を講

ずるものとする。

(個人情報の適正な取扱いを確保するための措置)

第十一条 国は、地方公共団体との適切な役割分担を通じ、次章に規定する個人情報取扱事業者による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、第五章に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護)

第十二条 地方公共団体は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第十五条 国及び地方公共団体は、個人情報の保護に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとする。

(定義)

第六十条 この章及び第八章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員（独立行政法人等及び地方独立行政法人にあっては、その役員を含む。以下この章及び第八章において同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。）第二条第二項に規定する行政文書をいう。）、法人文書（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号。以下この章において「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第二項に規定する法人文書（同項第四号に掲げるものを含む。）をいう。）又は地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第二条第二項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）をいう。）（以下この章において「行政文書等」という。）に記録されているものに限る。

2 この章及び第八章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

- 一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
  - 二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

#### （個人情報の保有の制限等）

第六十一条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

- 2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
- 3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

#### （利用目的の明示）

第六十二条 行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- 一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- 二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- 三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

#### （不適正な利用の禁止）

第六十三条 行政機関の長（第二条第八項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第七十四条において同じ。）、地方公共団体の機関、

独立行政法人等及び地方独立行政法人(以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。)は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第六十四条 行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第六十五条 行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

二 指定管理者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。) 公の施設(同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。)の管理の業務

三 第五十八条第一項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

四 第五十八条第二項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者 当該委託を受けた業務

(従事者の義務)

第六十七条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第二項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第七十六条において同じ。)若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。



(漏えい等の報告等)

第六十八条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。

2 前項に規定する場合には、行政機関の長等は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれ に代わるべき措置をとるとき。
- 二 当該保有個人情報に第七十八条第一項各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- 二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- 三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員

に限るものとする。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第七十条 行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第二項第三号若しくは第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(外国にある第三者への提供の制限)

第七十一条 行政機関の長等は、外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条において同じ。)

(個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)にある第三者(第十六条第三項に規定する個人データの取扱いについて前章第二節の規定により同条第二項に規定する個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置(第三項において「相当措置」という。)を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項において同じ。)に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、法令に基づく場合及び第六十九条第二項第四号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。

2 行政機関の長等は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。

3 行政機関の長等は、保有個人情報を外国にある第三者(第一項に規定する体制を整備している者に限る。)に利用目的以外の目的のために提供した場合には、法令に基づく場合及び第六十九条第二項第四号に掲げる場合を除くほか、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第七十四条 行政機関(会計検査院を除く。以下この条において同じ。)が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、個人情報保護委員会に対し、次に掲げる事項

を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 個人情報ファイルの名称
  - 二 当該機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
  - 三 個人情報ファイルの利用目的
  - 四 個人情報ファイルに記録される項目（以下この節において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第九号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この節において「記録範囲」という。）
  - 五 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この節において「記録情報」という。）の収集方法
  - 六 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
  - 七 記録情報を当該機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
  - 八 次条第三項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第五号若しくは前号に掲げる事項を次条第一項に規定する個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを同項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨
  - 九 第七十六条第一項、第九十条第一項又は第九十八条第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
  - 十 第九十条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に該当するときは、その旨
  - 十一 その他政令で定める事項
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- 一 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル
  - 二 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル
  - 三 当該機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
  - 四 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
  - 五 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの
  - 六 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
  - 七 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

- 八 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであつて、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
  - 九 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル
  - 十 第三号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル
  - 十一 第六十条第二項第二号に係る個人情報ファイル
- 3 行政機関の長は、第一項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該行政機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第九号に該当するに至ったときは、遅滞なく、個人情報保護委員会に対しその旨を通知しなければならない。

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

政令第二十条 法第七十四条第一項第十一号の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 個人情報ファイルの保有開始の予定年月日
- 二 その他個人情報保護委員会規則で定める事項

2 法第七十四条第二項第九号の政令で定める数は、千人とする。

3 法第七十四条第二項第十号の政令で定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

一 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（イに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 次に掲げる者又はこれらの者であった者

- (1) 当該機関以外の行政機関等の職員
- (2) 行政機関の職員以外の国家公務員であつて行政機関又は行政機関の長の任命に係る者
- (3) 行政機関が雇い入れる者であつて国以外のもののために労務に服するもの
- (4) 行政機関又は行政機関の長から委託された事務に従事する者であつて当該事務に一年以上にわたり専ら従事すべきもの

ロ 法第七十四条第二項第三号に規定する者又はイに掲げる者の被扶養者又は遺族

二 法第七十四条第二項第三号に規定する者及び前号イ又はロに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第七十五条 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第七号まで、第九号及び

第十号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
  - 一 前条第二項第一号から第十号までに掲げる個人情報ファイル
  - 二 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
  - 三 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル
- 3 第一項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、記録項目の一部若しくは前条第一項第五号若しくは第七号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。
- 4 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての第一項の規定の適用については、同項中「定める事項」とあるのは、「定める事項並びに記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨」とする。
- 5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

政令第二十一条 行政機関の長等は、個人情報ファイル（法第七十五条第二項各号に掲げるもの及び同条第三項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第四項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

- 2 個人情報ファイル簿は、行政機関等が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。
- 3 行政機関の長等は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 4 行政機関の長等は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが法第七十四条第二項第九号に該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。
- 5 行政機関の長等は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを当該行政機関等の事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

6 法第七十五条第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイル又は同項第二号に係る個人情報ファイルの別

二 法第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイルについて、次項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

7 法第七十五条第二項第三号の政令で定める個人情報ファイルは、法第六十条第二項第二号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が法第七十五条第一項の規定による公表に係る法第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

#### (開示請求権)

第七十六条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この節において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この節及び第二百二十七条において「開示請求」という。）をすることができる。

#### (開示請求の手続)

第七十七条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「開示請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 行政機関の長等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下この節において「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

#### (保有個人情報の開示義務)

第七十八条 行政機関の長等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- 一 開示請求者（第七十六条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第八十六条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- 二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
  - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
  - ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- 三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
  - イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
  - ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- 四 行政機関の長が第八十二条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
- 五 行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認め



ることにつき相当の理由がある情報

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（）」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（）」とする。

（部分開示）

第七十九条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第一項第二号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第八十条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第八十一条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第八十二条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第六十二条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第八十三条 開示決定等は、開示請求があった日から三十日以内にななければならない。ただし、第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

い。

(開示決定等の期限の特例)

第八十四条 開示請求に係る保有個人情報 that 著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にその全てについて開示決定等をするることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示の実施)

第八十七条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、行政機関の長等は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 行政機関等は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。
- 4 前項の規定による申出は、第八十二条第一項に規定する通知があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(手数料)

第八十九条 行政機関の長に対し開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

- 2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。

- 3 前二項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。
- 4 独立行政法人等に対し開示請求をする者は、独立行政法人等の定めるところにより、手数料を納めなければならない。
- 5 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第一項の手数料の額を参酌して、独立行政法人等が定める。
- 6 独立行政法人等は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 7 地方独立行政法人に対し開示請求をする者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。
- 8 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第二項の条例で定める手数料の額を参酌して、地方独立行政法人が定める。
- 9 地方独立行政法人は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

(審査会への諮問)

第二百五条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問をした行政機関の長等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び第七十七条第一項第二号において同じ。）

二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

三 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審

査請求人又は参加人である場合を除く。)

- 3 前二項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。この場合において、第一項中「情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）」とあるのは、「行政不服審査法第八十一条第一項又は第二項の機関」と読み替えるものとする。

第百八条 この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手續並びに審査請求の手續に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

（地方公共団体に置く審議会等への諮問）

第百二十九条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

（設置）

第百三十条 内閣府設置法第四十九条第三項の規定に基づいて、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。

（任務）

第百三十一条 委員会は、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること（個人番号利用事務等実施者（行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第十二条に規定する個人番号利用事務等実施者をいう。）に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。）を任務とする。

（所掌事務）

第百三十二条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 基本方針の策定及び推進に関すること。
- 二 個人情報取扱事業者における個人情報の取扱い、個人情報取扱事業者及び仮名加工情報取扱事業者

における仮名加工情報の取扱い、個人情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者における匿名加工情報の取扱い並びに個人関連情報取扱事業者における個人関連情報の取扱いに関する監督、行政機関等における個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報の取扱いに関する監視並びに個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱いに関する苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること（第四号に掲げるものを除く。）。

三 認定個人情報保護団体に関すること。

四 特定個人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。）の取扱いに関する監視又は監督並びに苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること。

五 特定個人情報保護評価（番号利用法第二十七条第一項に規定する特定個人情報保護評価をいう。）に関すること。

六 個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用についての広報及び啓発に関すること。

七 前各号に掲げる事務を行うために必要な調査及び研究に関すること。

八 所掌事務に係る国際協力に関すること。

九 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき委員会に属させられた事務

#### （報告及び立入検査）

第百四十六条 委員会は、第四章（第五節を除く。次条及び第一百五十一条において同じ。）の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者（以下この款において「個人情報取扱事業者等」という。）その他の関係者に対し、個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報又は個人関連情報（以下この款及び第三款において「個人情報等」という。）の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該個人情報取扱事業者等その他の関係者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、個人情報等の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### （指導及び助言）

第百四十七条 委員会は、第四章の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者等に対し、個人情報等の取扱いに関し必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第百四十八条 委員会は、個人情報取扱事業者が第十八条から第二十条まで、第二十一条（第一項、第三項及び第四項の規定を第四十一条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十三条から第二十六条まで、第二十七条（第四項を除き、第五項及び第六項の規定を第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十八条、第二十九条（第一項ただし書の規定を第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十条（第二項を除き、第一項ただし書の規定を第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十二条、第三十三条（第一項（第五項において準用する場合を含む。）を除く。）、第三十四条第二項若しくは第三項、第三十五条（第一項、第三項及び第五項を除く。）、第三十八条第二項、第四十一条（第四項及び第五項を除く。）若しくは第四十三条（第六項を除く。）の規定に違反した場合、個人関連情報取扱事業者が第三十一条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第二十八条第三項若しくは第三十一条第三項において読み替えて準用する第三十条第三項若しくは第四項の規定に違反した場合、仮名加工情報取扱事業者が第四十二条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第二十七条第五項若しくは第六項若しくは第四十二条第三項において読み替えて準用する第二十三条から第二十五条まで若しくは第四十一条第七項若しくは第八項の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第四十四条若しくは第四十五条の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 委員会は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 委員会は、前二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第十八条から第二十条まで、第二十三条から第二十六条まで、第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは第三項、第四十一条第一項から第三項まで若しくは第六項から第八項まで若しくは第四十三条第一項、第二項若しくは第五項の規定に違反した場合、個人関連情報取扱事業者が第三十一条第一項若しくは同条第二項において読み替えて準用する第二十八条第三項の規定に違反した場合、仮名加工情報取扱事業者が第四十二条第一項若しくは同条第三項において読み替えて準用する第二十三条から第二十五条まで若しくは第四十一条第七項若しくは第八項の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第四十五条の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 委員会は、前二項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた個人情報取扱事業者等がその命令に違反したときは、その旨を公表することができる。



(委員会の権限の行使の制限)

第四百四十九条 委員会は、前三条の規定により個人情報取扱事業者等に対し報告若しくは資料の提出の要求、立入検査、指導、助言、勧告又は命令を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

2 前項の規定の趣旨に照らし、委員会は、個人情報取扱事業者等が第五十七条第一項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報等を取り扱う場合に限る。）に対して個人情報等を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

(資料の提出の要求及び実地調査)

第四百五十六条 委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等（会計検査院長を除く。以下この款において同じ。）に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いに関する事務の実施状況について、資料の提出及び説明を求め、又はその職員に実地調査をさせることができる。

(指導及び助言)

第四百五十七条 委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いについて、必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告)

第四百五十八条 委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いについて勧告をすることができる。

(勧告に基づいてとった措置についての報告の要求)

第四百五十九条 委員会は、前条の規定により行政機関の長等に対し勧告をしたときは、当該行政機関の長等に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

(施行の状況の公表)

第四百六十五条 委員会は、行政機関の長等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 委員会は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(地方公共団体による必要な情報の提供等の求め)

第百六十六条 地方公共団体は、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができる。

2 委員会は、前項の規定による求めがあったときは、必要な情報の提供又は技術的な助言を行うものとする。

(条例を定めたときの届出)

第百六十七条 地方公共団体の長は、この法律の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、その旨及びその内容を委員会に届け出なければならない。

2 委員会は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

3 前二項の規定は、第一項の規定による届出に係る事項の変更について準用する。

(国会に対する報告)

第百六十八条 委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

第百七十六条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第六十六条第二項各号に定める業務若しくは第七十三条第五項若しくは第二百一十一条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百七十七条 第百四十三条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百七十八条 第百四十八条第二項又は第三項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百七十九条 個人情報取扱事業者（その者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある

ものを含む。第百八十四条第一項において同じ。)である場合にあっては、その役員、代表者又は管理人)若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百八十条 第百七十六条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百八十一条 行政機関等の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百八十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第百四十六条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 二 第百五十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第百八十三条 第百七十六条、第百七十七条及び第百七十九条から第百八十一条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第百八十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第百七十八条及び第百七十九条 一億円以下の罰金刑
- 二 第百八十二条 同条の罰金刑

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第百八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第三十条第二項（第三十一条第三項において準用する場合を含む。）又は第五十六条の規定に違反した者
- 二 第五十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 偽りその他不正の手段により、第八十五条第三項に規定する開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者